



2021年12月29日

各位

会社名 株式会社ランド
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 松谷昌樹
(コード番号 8918 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理部長 佐瀬雅昭
電話番号 045-345-7778 (代表)

新市場区分における「スタンダード市場」の選択申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年4月4日に移行が予定されている新市場区分について、「スタンダード市場」を選択する事を決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 新市場区分の選択について

当社は、2021年7月9日付で株式会社東京証券取引所より、「新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定結果について」を受領し、移行基準日（2021年6月30日）時点において、「プライム市場」及び「スタンダード市場」に適合していることを確認しております。

その結果を踏まえ、当社の将来の企業価値向上の観点等から新市場区分の選択肢を検討した結果、以下の理由から「スタンダード市場」を選択する事を決議いたしました。

(1) 当社は、移行基準日時点における「プライム市場」及び「スタンダード市場」の上場維持基準をすべて充足しております。しかしながら、流通株式時価総額につきましては、プライム市場の上場維持基準をわずかに上回る状態であり、今後、当社の努力だけではどうにもならない株式分布状況の変動やマーケット環境の変化による株価の変動等によって、プライム市場の上場維持基準に抵触するリスクが考えられます。

当社といたしましては、当然のことながら、今後も株価向上に向け、業績の積み上げや株主還元策等の充実に積極的に取り組んで参る所存ではありますが、プライム市場の上場維持基準に抵触した場合の経過措置の期限も、「当分の間」とされており、先行きが不透明であること等から、株主の皆様が安心して当社株式を保有、売買できる環境を確保することが重要であると判断いたしました。

(2) 現状の当社は、当社の限られた経営資源に加え、各事業における事業パートナーの経営資源を最大限に有効活用し、収益に結びつけてまいりましたが、当社の展開する既存事業（不動産事業、再生可能エネルギー事業）は、個別物件の規模が比較的大きなものが多く、案件

数等を鑑みると、引渡時期のずれにより、期ごとの業績にバラつきが出る傾向があります。

一方で、継続してプライム市場の上場維持基準に適合するには、相応の業績を每期コンスタントに計上し、持続的な成長が可能な企業体となる必要があるものと認識しております。

しかしながら、現状の当社の事業規模、財務状況、組織体制は、現時点では、それらすべてにおいて、プライム市場の上場維持基準に抵触することなく、安定的かつ継続的にプライム市場の上場維持基準を、余裕をもって維持するには、実力不足の感は否めません。

そのため、当社といたしましては、『プライム市場の維持』を目的とするのではなく、『余裕をもってプライム市場の上場を維持できる実力をつけ、持続的成長と中長期的な企業価値向上を可能とする企業体の構築』に、まずは注力すべきと判断いたしました。

2. 今後の方向性

当社といたしましては、いずれの市場選択をしても、持続的な成長とコーポレートガバナンスの強化の必要性は変わらず、中長期的な企業価値向上に取り組む方針に変更はありません。

前述いたしました通り、プライム市場の上場維持基準に不適合となる可能性が排除できない状況は、株主の皆様にとって不安要素であるものと認識しており、期ごとの業績のバラつきや株式分布状況の変化により、上場維持基準の適合状況に一喜一憂するのではなく、既存事業に加え、成長を可能とするビジネスモデルを早期に構築することで、上場維持基準を気にすることなく、持続的成長と中長期的な企業価値向上を可能とし、いかなる経営環境の変化にも耐えうる強固な経営基盤の構築に取り組み、安定的かつ継続的にプライム市場の上場維持基準を、余裕をもって維持できる様な企業体とした上で、再度、プライム市場への上場を目指すべきであると判断いたしました。

今回の市場選択にあたり社内で十分な議論を尽くした結果、当社といたしましては、今回の「スタンダード市場」選択が、更なる企業価値向上の好機と捉え、強固な経営基盤を再構築することに、誠心誠意、全身全霊を注ぎ、取り組んでまいり所存であります。

なお、TOPIX（東証株価指数）に関しましては、移行基準日における当社の流通株式時価総額が100億円以上であることから、今回の「スタンダード市場」選択に関わらず、2025年1月（以降の基準は現時点で未定）までは、現状のまま（ウエイト低減されること無く）TOPIX構成銘柄に継続採用されることとなります。

今後は、株式会社東京証券取引所の定めるスケジュールに基づき、新市場区分の選択申請に係る所定の手続きを進めてまいります。

以上